

○新見市空き工場等活用奨励金交付要綱

平成20年7月22日

告示第92号

(通則)

第1条 新見市空き工場等活用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるところによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き工場等 前の入居者が退去した後6箇月を経過しても入居者の決まらない工場、事務所等の施設（現状変更等により工場、事務所等として使用する施設を含む。）をいう。

(2) 先端技術工場 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の2第1項に規定する高度技術工業として大蔵省が行った告示（昭和59年3月31日大蔵省告示第41号）別表の番号の1から20までに掲げる製造業の用に供する工場をいう。

(3) 一般製造工場 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。

(4) 研究所等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 工業製品に係る研究所

イ バイオテクノロジーに係る研究所

ウ 光通信又は電気通信に係る研究所

エ ソフトウェアハウス

オ システムハウス

カ 高度情報処理産業に係る事業所

キ 高度な機械修理業に係る事業所

ク ディスプレイ業に係る事業所

ケ 非破壊検査業に係る事業所

コ デザイン業に係る事業所

サ 機械設計業に係る事業所

シ エンジニアリング業に係る事業所

ス その他新見市における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所

(5) 物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くものをいう。

(奨励金)

第3条 市長は、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、先端技術工場、一般製造工場又は研究所等及び物流施設（以下「工場等」という。）として、市内の空き工場等を取得又は賃借し、操業を開始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。

（交付対象者）

第4条 奨励金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内の空き工場等を取得又は賃借し、工場等として活用し、操業しようとする者であって次に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 取得又は賃借する空き工場等の延べ床面積が、500平方メートル以上であること。

（2） 賃借の場合は、賃借期間が1年以上であること。

（3） 事業に必要な許可等を取得（操業までの見込み含む。）していること。

（4） 市内に工場等を有していないこと（市内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も当該工場等において継続して事業を営むこと。）。

（5） 交付対象者が、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならないこと。

（奨励金の額等）

第5条 第3条の規定により交付することができる奨励金の種類、使途、補助対象経費、奨励金の額、補助率及び限度額は、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により算出した奨励金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を奨励金の額とする。

（認定申請）

第6条 奨励金を受けようとする者は、操業準備のため、取得又は賃借した空き工場等の整備改修に着手する日の原則として30日前までに、奨励金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 納税等状況調査同意書

（2） その他市長が必要と認める書類

（認定通知）

第7条 市長は、前条の規定による奨励金認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に対し認定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が、認定に係る事業の内容を変更しようとするときは、事業の変更に着手する日の原則として30日前までに変更認定申請書（様式第3号）を、認定申請に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定企業に変更認定通知書（様式第5号）

を送付するものとする。

- 3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を市長が受理したときは、何らの手続を要せず認定通知は効力を失うものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定企業が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取消しをすることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- （2） 変更手続によることなく、認定された事業の内容を変更したとき。
- （3） この告示に違反する事実があったとき。

- 2 市長は、前項により認定及び変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

（交付申請）

第10条 認定企業は、空き工場等において操業又は事業を開始した日から1年以内に奨励金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し奨励金の交付の決定及び額の確定通知書（様式第7号）を送付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第12条 奨励金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「奨励事業者」という。）は、その交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に奨励金の交付申請を取り下げることができる。

（指示事項の遵守）

第13条 認定企業は、市長が事業報告を求めるなど奨励金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

（奨励金の支払）

第14条 奨励事業者は、第11条の規定による奨励金の交付の決定及び額の確定があったときは、奨励金請求書（様式第8号）により、市長に対し奨励金の支払を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該奨励事業者に奨励金を支払わなければならない。

（交付決定及び額の確定の取消し）

第15条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 正当な理由によることなく認定工場等の操業又は事業の開始後10年以内に営業を休止し、又は廃業したとき。
- （3） この告示に違反する事実があったとき。

（奨励金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、既に奨励事業者に対して奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第17条 奨励事業者は、前条の規定により奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた奨励金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、奨励事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第18条 奨励事業者は、奨励金の交付の対象となった認定工場等を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第74号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	設備補助		雇用補助
使 途	空き工場等の取得	空き工場等の賃借	福利厚生施設の整備
補助対象経費	空き工場等の取得に要する経費（土地・償却資産に係る費用を除く。）	空き工場等の賃借に要する経費（土地・償却資産に係る費用を除く。）	従業員のための福利厚生施設の整備に要した経費
奨励金額	空き工場等に係る固定資産評価額と取得に要する経費のいずれか低い額に100分の4.5を乗じて得た額	空き工場等に係る月額賃借料に3分の1を乗じて得た額に12を乗じた額 ただし、月額賃借料の上限は、300,000円とする	市内に住所を有する新規常用雇用者1人当たり200,000円を乗じて得た額
奨励金限度額	2,000,000円		2,000,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

新見市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者名 

奨 励 金 認 定 申 請 書

新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第6条の規定による認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設備補助

新 設 工 場 等 の 名 称		新 設 工 場 等 所 在 地 (団地名)	
空 き 工 場 等 の 取 得 方 法	1 購入 2 賃借	空 き 工 場 等 の 取 得 年 月 日 (予 定)	年 月 日
空き工場等の購入に 要する経費(予定)	万円	空き工場等の賃借料 (予定)	月額 円
主 要 な 事 業 の 内 容 (予定)		新 規 常 用 雇 用 者 数 (予定)	人
新 設 工 場 等 の 操 業 開 始 年 月 日 (予 定)	年 月 日		

2 雇用補助

福利厚生施設整備に 要する投資額(予定)	円	新規常用雇用者の内、 市内に住所を有する者 (予定)	人
-------------------------	---	----------------------------------	---

(添付書類)

- ①新設工場等建設計画書(図面添付のこと。)
- ②新設工場等建屋一覧表
- ③空き工場等の取得計画
- ④雇用者の雇入れに関する計画書
- ⑤定款
- ⑥法人登記簿謄本
- ⑦印鑑証明書
- ⑧市税納税証明書及び申請時前3箇年分の営業報告書

認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあったことについては、新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり認定します。

年 月 日

新見市長

記

1 認定工場等

所 在 地	
名 称	

2 設備補助の額は、
空き工場等を取得する場合は、当該工場等に係る固定資産評価額と取得に要する経費のいずれか低い額の100分の とする。
空き工場等を賃借する場合は、当該工場等に係る月額賃借料に 分の1を乗じて得た額に を乗じた額とする。ただし、月額賃借料の上限は、 円とする。

3 雇用補助の額は、市内に住所を有する新規常用雇用者数に 円を乗じた額とする。

4 認定した内容
年 月 日付けで提出のあった奨励金認定申請書に記載されたとおりとする。

5 その他
上記の工場等について、事業の内容に変更が生じた場合は、新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、変更認定申請を行うこと。
また事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、同項後段の規定による中止(廃止)の届出を行うこと。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

新見市長 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名 

変 更 認 定 申 請 書

新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、下記の認定工場等について変更の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 認定工場等

所 在 地	
名 称	

2 認定通知書の番号及び年月日

3 変更の内容

※添付書類 変更の内容が明らかになる書類

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

新見市長 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名 

中 止 (廃 止) 届 出 書

新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第8条第1項後段の規定により、認定工場等の建設
を中止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

記

1 認定工場等

所 在 地	
名 称	

2 認定通知の番号及び年月日

3 中止(廃止)の理由

様式第5号(第8条関係)

新見市指令 第 号

変 更 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあったことについては、新見市空き工場等活用奨励金
交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更認定したので通知します。

年 月 日

新見市長

記

1 変更認定した工場等

所 在 地	
名 称	

2 変更認定した内容

年 月 日付けで提出のあった変更認定申請書に記載されたとおりとする。

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

新見市長 様

所在地
申請者 名称
代表者名



奨励金交付申請書

新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第10条の規定により、奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設備補助申請額		金	円
認定年月日	年 月 日	認定番号	
新設工場等の名称		新設工場等所在地 (団地名)	
空き工場等の 取得方法	1 購入 2 賃借	空き工場等の 取得年月日	年 月 日
空き工場等の購入費	円	空き工場等の賃借料	月額 円
主要な事業の内容		新規常用雇用者数	人
新設工場等の操業 開始年月日	年 月 日		

2 雇用補助交付申請額		金	円
福利厚生施設整備に 要した投資額	円	新規常用雇用者の内、市内に住所を有する者	人

3 奨励金交付申請額 計(1+2) 金 円

(添付書類)

- ①新設工場等建設概要書(図面添付のこと。)
- ②新設工場等建屋一覧表
- ③公害防止対策の概要書
- ④新規常用雇用者一覧表(職業安定所発行の事業所別被保険者台帳一覧等)
- ⑤空き工場を取得した場合は、取得を証する書類及び固定資産評価証明書
- ⑥空き工場等を賃借した場合は、賃貸借を証する書類及び賃借料の支払いを証する書類
- ⑦福利厚生施設整備に要した経費明細書

様式第7号(第11条関係)

新見市指令 第 号

奨励金の交付の決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった新見市空き工場等活用奨励金については、新見市補助金等交付規則(平成17年新見市規則第63号)第5条第1項及び第7条並びに新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付の決定をするとともに、額の確定をしたので、同規則第7条及び第14条の規定並びに同要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

新見市長

記

- この奨励金の交付対象となる内容は、年 月 日付けで提出のあった奨励金交付申請書に記載されたとおりとする。
- 奨励金の額は、円とする。
(内 訳)
 - ・設備補助 円
 - ・雇用補助 円
- 奨励事業者は、新見市補助金等交付規則(平成17年新見市規則第63号)及び新見市空き工場等活用奨励金交付要綱に従わなければならない。

様式第8号(第14条関係)

年 月 日

新見市長 様

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者名 

奨 励 金 請 求 書

年 月 日付け、新見市指令 第 号で交付の決定及び額の確定通知を受けた新見市空き工場等活用奨励金の支払いを受けたいので、新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請 求 額	円
(内訳)	
・設備補助	金 円
・雇用補助	金 円

様式第9号(第18条関係)

年 月 日

新見市長 様

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者名 

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付け、新見市指令 第 号で交付の決定及び額の確定通知を受けた新見市空き工場等活用奨励金の対象となった財産を処分したいので、新見市補助金等交付規則(平成17年新見市規則第63号)第20条及び新見市空き工場等活用奨励金交付要綱第18条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 認定工場等

所 在 地	
名 称	

2 処分しようとする財産

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

3 相 手 方

住 所	氏 名	使用の目的	条 件

(注) 「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付の別を記載すること。

様式第 1 号 (第 6 条関係)
様式第 2 号 (第 7 条関係)
様式第 3 号 (第 8 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 8 条関係)
様式第 6 号 (第 1 0 条関係)
様式第 7 号 (第 1 1 条関係)
様式第 8 号 (第 1 4 条関係)
様式第 9 号 (第 1 8 条関係)